

第1回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和2年4月24日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)  
第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第4 議案第2号 下限面積(別段面積)の設定について  
第5 その他 令和2年度美深町農業委員会活動計画(案)について

◎出席委員 (10名)

- 1番 樋口 國 先  
2番 瓜田 晃  
3番 荒谷 和 江  
4番 山下 博 史  
5番 長谷川 和 夫  
6番 菅野 能 弘  
7番 神野 充 布  
8番 杉田 文 枝  
9番 藤本 博  
10番 外崎 敬 雄

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典  
事務局次長 中村 稔  
副主幹 村田絵美

## ◎開会宣言

外崎会長 | ただいまの出席委員は10名全員の出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第1回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

## ◎日程第1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に5番長谷川委員、6番菅野委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 | ご異議がないようでありますので長谷川委員、菅野委員を議事録署名委員に決定いたしました。

## ◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ありませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

外崎会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは2ページをご覧ください。第12回総会以降の経過報告になります。3月25日農業実習生来町、〇〇〇〇〇さんが来町されまして、実習先は〇〇〇〇さんの農場となります。実習期間は、3月26日から5月31日までとなっております。3月31日美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会と新規就農者等指導委員会と経営改善指導委員会が開催されまして、事務局が出席しております。幹事会では、経過報告と協議事項としまして、町の令和2年度の主な事業概要の説明と令和元年度決算見込みと予算案の説明がありました。新規就農者等指導委員会では、新規就農予定者3件の状況と新たに新規就農を希望する〇〇さんが来町されておりますのでその説明がありました。〇〇さんにつきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で受入れが決定されておまして、現在見極め研修として農業研修を始めております。経営改善指導委員会では、経営継承をしまして3件の新規審査と再認定1件の審査を行っております。4月15日美深町議会産業教育常任委員会所管事務調査が行われまして、山崎局長と中村次長が対応しております。農業研修生宿舎、農業振興センターの現地調査と利用状況、農業実習生の受入れ体制など産業教育常任委員会の議員による調査がありました。16日美深町農用地利用改善事業連絡協議会調整会議が行われまして、外崎会長と私が出席しております。〇〇営農集団からの申し出で、全町の売買の募集を行った案件となります。〇〇さんの農地の調整会議でして、1件の応募があり調整会議を行っております。24日現地調査第1班、こちらは〇地区で行いまして瓜田委員、荒谷委員、山下委員、長谷川委員、杉田委員が出席しております。事務局からも中村次長と私が出席しております。農業委員会管理しています農地台帳の現況地目

の変更の申し出がありまして、調査を行っております。28 日本日第 1 回美深町農業委員会総会となっております。3 ページをお開きください。第 1 回総会以降の予定ですが、書面会議となっております会議については、記載を行っておりません。5 月 14 日令和 2 年第 2 回美深町議会臨時会が開催されます。外崎会長、山崎局長、中村次長が出席の予定です。5 月 21 日令和 2 年第 3 回美深町議会臨時会が予定されております。こちらも外崎会長、山崎局長、中村次長が出席の予定です。第 2 回美深町農業委員会総会ですが、例年この時期になりますと田植えの頃と思いますが、日程はいかがでしょうか。

(日程調整中)

村田副主幹 それでは、5 月 29 日に第 2 回農業委員会総会を開催したいと思いますのでよろしく願います。報告は以上です。

外崎会長 ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜わります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 なければ次に進みます。

### ◎日程第 3 議案第 1 号

外崎会長 <日程第 3>議案第 1 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

外崎会長 はい、副主幹。

村田副主幹 4 ページをご覧ください。議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美深町長より決定を求められました令和 2 年度第 1 号農用地利用集積計画について審議を求めます。

整理番号 1 番、貸主、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 4 月 29 日、小作料は、反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。こちらは継続の案件です。

整理番号 2 番、譲渡人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、5 ページまで続きまして、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権移転時期は令和 2 年 4 月 30 日、対価の支払期限は 12 月 25 日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格は反当り△△, △△△円、総額△, △△△, △△△円となります。こちらは売買の案件となっております。

5 ページをお開きください。

整理番号 3 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 2 年 4 月 30 日から令和 12 年 4 月 29 日、小作料は、反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。こちらは新規の賃貸の案件です。6 ページになります。

整理番号 4 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△

番地△△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和2年4月30日から令和12年4月29日まで、小作料は、反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。こちらは新規の賃貸の案件です。

整理番号5番、貸主、字○○△△△番地 ○○○○さん、借主、字○○△△△番地△△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和2年4月30日から令和12年4月29日、小作料は、反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。こちらも新規の賃貸の案件です。資料をつけさせていただいてまして、農地利用集積計画2番の売買の案件ですが、こちらの場所は○○の○○○○○○○○手前にある草地となっております。下の集積計画3番、4番、5番のこちらは全て賃貸の案件となっておりますが、地図の下にあります固まっている所が、今回の○○○○さんが○○○○○さんに賃貸をする場所となっております。右上の方に2つだけ囲まれている所が○○○○さんが賃貸をする場所となっております、右側の△△△-△が○○○○○さんから○○○○○さんに賃貸をする農地と、左側の△△△-△につきましては、○○○さんから○○○○○さんに賃貸する農地の場所となっております。

整理番号6番、譲渡人、字○○○△丁目△番地 ○○○○さん、譲受人、字○○△△△番地 ○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、8ページまで続きまして、他△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和2年4月30日、対価の支払期限は令和2年12月25日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格は反当り△△, △△△円、総額△, △△△, △△△円となります。売買の案件となっております。こちらの案件は、農用地利用調整会議で全町調整を行ないました農地となります。場所とは資料2ページ目になりますが、赤く囲ったところが全て今回売買の農地となります。山際にある農地を一括しての売買の農地となります。

説明以上です。

外崎会長

議案第2号について審議願います。意見、ご質疑を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。  
よって議案第2号の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第2号

外崎会長

<日程第4>議案第2号下限面積の設定についてを議題に供します。事務局より説明をいたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

外崎会長

はい、副主幹。

村田副主幹	それでは、9ページをお開きください。議案第2号下限面積（別段面積）の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定の可否の決定について審議を求めます。1農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）について、次のとおり設定する。地域、美深町全域となります。下限面積は2haとし別段面積は設定しません。別段の面積を設定しない理由ですが、2015農林業センサスにおいて、美深町内の農家で2ha未満の農地を耕作している農家は全農家戸数の4割を下回っているため別段の面積は設定せず、下限面積を農地法第3条第2項第5号に規定する北海道の下限面積2haとするです。説明以上です。
外崎会長	議案第2号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ございませんか。
8番 杉田委員	はい、8番。
外崎会長	はい、8番。
8番 杉田委員	8番杉田です。9ページの意味がよくわからないのですが、下限ですとか、別段の面積ですとか、教えていただけたら。
村田副主幹	はい、副主幹。
外崎会長	はい、副主幹。
村田副主幹	下限面積、別段の面積を何故設定するかということになるんですが、こちらの下限面積は農地法第3条で農地を賃貸、売買する時の基準の面積となってきます。北海道では農地が広いので2haと規定しておりまして、2haを超えない賃貸、売買を行う時は許可できないことになってきます。それを許可するには、下限面積を設定して、賃貸や売買を行います。現状2ha未満の農地を耕作している農家戸数が美深町は少なくいので、下限面積は設定せず、北海道で規定している下限面積2haを基準にします。下限面積を設定すると農地を持ちやすくなるということで、新規就農される方で施設だけやりたくて、2ha未満の農地で始めるということで設定する場面が多いと思いますが、現在美深町内ではそのようなケースはなく、設定をしないということになります。
8番 杉田委員	ありがとうございます。
外崎会長	他にありますか。  （「なし」という者あり）
外崎会長	他にご質疑等がないようでありますので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  （全員の挙手あり）
外崎会長	全員賛成です。 よって議案第2号下限面積の設定については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 その他

外崎会長	<日程第5>その他、令和2年度年度美深町農業委員会活動計画（案）を事務局より説明願います。まず、その前に各小委員長から活動計画について報告願います。まず始めに農地小委員会委員長お願いします。
7番 神野委員	7番、神野です。農地小委員会はこの度の新型コロナウイルス感染症の影響で全て紙面において会議を行い、活動内容が決まりましたので報告いたします。農地小委員会では、1農用地の確保・調査活動を行います。(1)農地利用状況調査の実施、(2)農用地利用状況、遊休・耕作放棄地の調査を8月中に行いたいと思います。(3)全町農作物生育調査の実施、2農地等の利用の最適化、(1)農地流動の意向把握と担い手への利用集積の促進、(2)無断転用及び無許可の賃貸借の解消、3農地に係る指導相談活動、(1)農地及び適格な経営移譲についての指導相談活動、(2)相続届け出義務等の周知、おおぞら21号に掲載、(3)無断転用防止の指導監視、以上となりました。
外崎会長	それでは、農政小委員会委員長お願いします。
3番 荒谷委員	3番、荒谷です。農地小委員会と一緒に、新型コロナウイルス感染症のため書面でみなさんに通知しまして、決をとりました。1関係行政機関等への意見交換活動、(1)令和3年度農業振興施策に関する意見書の提出、(2)美深町農業関係機関等との意見交換会の開催、2農業制度に関する情報提供、啓発活動、(1)農業委員会だより「おおぞら」第21号の発行、(2)農業者年金制度の加入促進と年金相談活動、(3)全国農業新聞購読者の普及推進、(4)環境整備に関する啓発及び指導活動、ア農業用廃プラスチック及び家畜排せつ物等の適正処理の啓発及び指導、イ環境と調和し安全で高品質な農産物づくりを目指すクリーン農業の推進、3担い手育成支援活動、(1)家族経営協定の締結促進及び締結内容の見直しについての推進、(2)美深町農業後継者育成推進協議会事業の協力、ア農業体験実習生等受入れに対する支援、イグリーンパートナー対策に係る各種研修会等参加、ウアグリパートナー情報交換会の開催協力、4農業委員先進地視察研修道内の企画実施、5鳥獣被害対策の推進、以上です。
外崎会長	ただいま、農地小委員会、農政小委員会の委員長からご報告がありましたが、何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。 ございませんか。  （「なし」という者あり）
外崎会長	なければ、事務局からお願いします。
村田副主幹	はい、副主幹。
外崎会長	はい、副主幹。
村田副主幹	それでは、10ページをご覧ください。各小委員会から報告いただきました活動計画を基に令和2年度雄美深町農業委員会の活動計画として提案させていただきます。1活動目標、美深町農業委員会は、美深農業の将来を見据えながら、地域の実態と特性を十分に把握し、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成を柱とする実践活動を関係機関団体と連携を図りながら推進するとともに、地域の世話役活動を通じて地域に根ざした美深農業の発展を目指す活動を推進する。2活動計画、(1)担い手への農地の利用集積・集約化の推進、①農業経営基盤強化促進事業の活用を積極的に進め適正な運用に努める。②農地の集積については、認定農業者の経営安定を最重点に取り組む。③農地の流動化を図るため、営農集団内に組織する農用地利用調整委員会、農業関係機関との情報交換を密にし、利用調整等にあたる。④町と連携して農地中間管理事業の業務推進に協力する。⑤農地利用状況調査を実施し、農地の有効利用を推進する。⑥農地の無断転用防止に向け監視と指導を行う。⑦農地

税制の関係事務について適切な指導を行う。⑧現地調査を実施する。(2) 担い手育成対策の推進、①農地と担い手対策を中心とした地域の世話役としての活動を行う。②魅力とやりがいのある農業経営の確立を目指し「家族経営協定」の普及および締結内容の見直しについて推進する。③農業後継者育成推進協議会と連携を図り、グリーンパートナー対策を推進する。④農業実習生等受入れに対する支援活動を推進する。⑤新規就農希望者に対し必要に応じ相談指導を行う。11 ページに続きます。(3) 地域農業振興対策の推進、①生活環境の整備啓発活動を行う、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進する。家畜排せつ物の適正な処理および環境整備の指導を行う。鳥獣被害対策について推進する。②生育調査の実施、全町農作物生育調査を実施する、③農業振興施策に関する意見書を提出する。(4) 情報活動の推進、①美深町農業委員会だより「おおぞら」を発行する。②全国農業新聞の購読者拡大に向けて普及推進をする。③農業者年金加入の推進および年金相談を行う。(5) 農業委員会体制の整備充実、①農業委員会総会を開催する。②農地・農政各小委員会を開催する。(6) 農業委員・事務局職員の資質の向上、①各種研修会に参加する。②先進地視察研修を企画実施する。計画の提案は以上です。

外崎会長 令和 2 年度年度美深町農業委員会活動計画（案）について、ご意見を賜ります。  
ございませんか。

（「なし」という者あり）

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、令和 2 年度美深町農業委員会活動計画  
については原案のとおり可決し、1 年間活動を進めて参ります。  
他に委員のみなさまから何かございませんか。

外崎会長 なければ、事務局から何かございませんか。

## ◎閉会宣言

外崎会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 1 回総会を終  
了いたします。  
大変お疲れさまでした。

※終了 午後 2 時 0 0 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 5 番

⑩

署名委員 6 番

⑩